

## 化学物質環境実態調査（黒本調査）と 各種化学物質対策の連携強化について

今日の化学物質による環境問題は、大気、水等の複数の媒体を経由して、微量ではあるものの多種の化学物質に長期間暴露するという特徴を持っており、これによる人や生態系に対する多種多様な影響が懸念されている。

このような問題に対応するため、化学物質の有害性を評価し、あわせて、化学物質の暴露量を評価することにより「環境リスク」（人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）を算出し、これを削減していく必要がある。

環境省は、このような化学物質対策の一連の流れの中で、「暴露評価」の前提となるデータ整備の根幹を担うものとして、昭和49年から化学物質環境実態調査（以下「黒本調査」という）を開始し、「環境リスク」評価が必要な化学物質の環境中での残留実態の把握等を行ってきた。

平成14年には、化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行やPOPs条約の採択などの政策課題に対応するため、黒本調査の見直しに着手し、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会での審議を経た上で、平成14年度調査からは、例えば、調査対象物質については、従来からのプライオリティーリストからの選定方式に変えて、毎年、調査物質を選定する方式を採用する等の改訂をした。

### 改定

化学物質に係る環境行政の動向としては、平成16年4月からの改正化学物質審査規制法の施行及び平成19年の化管法の見直しに向けた対応の開始等が大きな流れとしてあり、これらに充分に対応していくためには、黒本調査を質的・量的に大幅に拡充し、暴露評価の根幹となる環境残留データの整備を加速する必要がある。また、より効果的かつ効率的に環境実態調査を進めるために、内分泌かく乱化学物質の暴露評価に必要な環境実態調査についても黒本調査の中であわせて実施し、さらに、地域からの化学物質対策を効果的かつ円滑に推進するために、地方環境研究所の測定能力の強化のための研修会についても、充実強化する予定である。

黒本調査については、これまでの体系をさらに見直し、各種化学物質対策との連携強化をより一層推進できる体制（別添）を整備することとした。

# 今後の化学物質環境実態調査(黒本調査)の在り方

## 黒本調査と各種化学物質対策との連携

別添

### 調査結果の有効な活用

